

<p>○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習（前期）の実施</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>消防保安課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

平成30年5月18日 岡山県公報 号外

〔二六五〕消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習（前期）を次のとおり実施する。

平成三十年五月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の日時、種別及び場所

講習年月日	時間	講習の種別	場 所
平成三十年六月二十六日（火曜日）	九三〇～ 一一三〇	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「大規模危険物施設従事者講習」という。）	倉敷市笹沖一八〇 くらしき健康福祉プラザ五階プラザホール
平成三十年六月二十七日（水曜日）	九三〇～ 一一三〇	大規模危険物施設従事者講習	倉敷市笹沖一八〇 くらしき健康福祉プラザ五階プラザホール

平成30年5月18日 岡山県公報 号外

	平成三十年六月二十八日 (木曜日)		平成三十年六月二十九日 (金曜日)
一三三〇〇 一六三三〇	九三三〇〇 一二三三〇	一三三三〇〇 一六三三〇	九三三〇〇 一二三三〇
大規模危険物施設 従事者講習	大規模危険物施設 従事者講習	大規模危険物施設 従事者講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習(以下「給油取扱所従事者講習」という。)
	倉敷市笹沖一八〇 くらしき健康福祉プラザ五階プラザホール		倉敷市笹沖一八〇 くらしき健康福祉プラザ五階プラザホール
石油コンビナート等災害防止法第二條第六号に規定する特定事業所における危険物施設及び給油取扱所以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習(以下「その他の危険物施設従事者講習」			

平成30年5月18日 岡山県公報 号外

平成三十年七月二十五日 (水曜日)	九三三〇〃 一一三三〇〃	給油取扱所従事者講習 その他の危険物施設従事者講習	美作市檜原下一一〇〇 美作市消防本部	平成三十年七月二十四日 (火曜日)	九三三〇〃 一二三三〇〃	給油取扱所従事者講習及びその他の危険物施設従事者講習	真庭市落合垂水六一八 落合総合センター	(金曜日)	九三三〇〃 一二三三〇〃	給油取扱所従事者講習 その他の危険物施設従事者講習	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リ ージョンセンター	平成三十年七月十九日 (木曜日)	九三三〇〃 一一三三〇〃	給油取扱所従事者講習 その他の危険物施設従事者講習	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リ ージョンセンター	(金曜日)	九三三〇〃 一二三三〇〃	給油取扱所従事者講習 その他の危険物施設従事者講習	岡山市中区桑野七一五 一二 岡山ふれあいセンター	平成三十年七月十三日 (金曜日)	一六三三〇〃	設従事者講習	
	一六三三〇〃 一三三三〇〃				一六三三〇〃 一三三三〇〃				一六三三〇〃 一三三三〇〃				一六三三〇〃 一三三三〇〃										

二 受講対象者

危険物取扱者免状（甲種、乙種及び丙種）の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業（保安監督を含む。）に従事しているもの講習科目及び講習時間

1 危険物関係法令に関する事項 一時間

2 危険物の火災予防に関する事項 二時間

四 受講手続及び受講手数料

所定の受講申請書に必要事項を記入の上、四千七百円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて提出すること。なお、証紙には消印しないこと。また、既納の受講手数料は返還しない。

五 受講申請書の受付期間

平成三十年五月二十五日（金曜日）までに提出すること。

六 受講申請書の提出先

〒七〇〇一〇八二三

岡山市北区丸の内二一―二一〇 内山下ビル三階

一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会

七 その他

詳細については、一般社団法人岡山県危険物安全協会連合会（電話〇八六一二三二―一四八〇六）又は岡山県消防保安課（電話〇八六一二二六―七二九六）に問い合わせること。